

小学校女子児童自殺事件にかかる 損害賠償請求訴訟の和解の概要について

平成17年9月9日、本市の小学校6年生の女子児童が、いじめを苦に教室内で自殺を図り、翌18年1月6日に亡くなる事件が発生しました。女子児童ならびにご遺族に対しまして、あらためて深く哀悼の意を表しますとともに、心からお悔やみ申し上げます。

女子児童のご遺族は、平成20年12月19日、「女子児童の自殺は、同級生によるいじめが原因であり、学校および担任は、自殺を予見し、防止する義務があったのにそれを怠った」として本市と北海道を相手にした損害賠償請求訴訟を、札幌地方裁判所に提訴しました。

その後、約1年間にわたる審理の結果、去る2月19日に裁判所から、「本件においては

- ①女子児童が同級生からいじめを受け、それを苦に自殺したこと
- ②担任教諭らが、注意深く観察していれば、自殺の結果は予見することができたこと
- ③担任教諭らが女子児童の訴えに注意深く耳を傾けたり、同級生に対してより適切な指導をしたりすれば自殺を防ぐことは可能であったこと
- ④事後における教育委員会は、遺書の内容を把握しながら、「自殺の原因はまだ特定できない」との説明を繰り返して遺族に精神的苦痛を与えたこと

の各事実が認められる」との判断が示されました。

本市は、裁判所の判断を真摯に受け止め、それを前提にして、平成22年3月26日に以下の内容の和解が札幌地方裁判所で成立しましたので、お知らせいたします。

【和解条項の概要】 ※滝川市関係分のみ記載

- 滝川市は、児童の母親に対し、和解金を支払う。
- 滝川市は、児童の母親に対し、本件発生後に、学校および滝川市教育委員会が児童の遺族に対する適切な対応を怠ったこと、遺書の存在を踏まえた早期の調査を怠ったこと、平成17年9月20日付の滝川市教育委員会が作成した事故報告書（第1次）において、児童およびその遺族の尊厳を棄損する内容を記載したこと、および、児童の自殺の原因がいじめにあったにもかかわらず、平成18年10月2日に「現時点ではまだ、いじめの事実をきちんと把握できていない」などという記者会見を行ったことについて謝罪する。
- 滝川市は、今後、本件と同種の事件について、真相究明のために、必要に応じて、第三者による調査などを行い、また、被害者およびその親族の意見を聴く機会を設ける。
- 滝川市は、和解の骨子を広報たきかわに掲載する。

本市ならびに教育委員会・学校は、今回の和解を踏まえ、女子児童の死を決して無駄にすることなく、このような痛ましい事件を二度と起こさないよう、全力をあげていじめの再発防止に努め、教育行政の信頼回復に取り組むとともに、子どもたち一人ひとりに寄り添い、安心安全な学校づくりに向けて、心の教育の推進に全力を傾けてまいりますので、市民をはじめ関係機関のご支援とご協力をお願いいたします。

平成22年5月

滝川市
滝川市教育委員会

問合せ

心の教育推進室(内線1731)